

新川地域消防広域化協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、新川地域消防広域化協議会規約第10条第2項の規定に基づき、新川地域消防広域化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 専門部会は、新川地域消防広域化協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、新川地域消防広域化協議会規約（以下「規約」という。）第2条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会の部会員は、部会ごとに各市町の職員から人選する。

2 専門部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。

3 部会長及び副部会長は、専門部会ごとに専門部会員の互選により選出する。

4 部会長は、その所属する専門部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、会長及び幹事長から要請のあるとき、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 専門部会の議長は、各専門部会の部会長がこれに当たる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同で会議を開催することができる。

(分科会)

第5条 専門部会は、必要に応じて所掌事務を細分化し、分科会を設置して協議することができる。

(協議結果)

第6条 専門部会の協議結果については、協議会及び幹事会の会議の資料とする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、規約第11条に規定する事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月21日から施行する。

別表（第 3 条関係）

専門部会員

区 分	総務予防部会	警防部会	通信部会	財務人事部会
黒部市				
入善町				
朝日町				